

## 1 運動部活動に関する基本的な考え

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。
- 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき運動部活動の目的や運動部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に運動部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての運動部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

## 2 適切な運動部活動の運営のための体制整備

- 校長は、「県運営方針」並びに市教育委員会が定めた「運動部活動の方針」に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。また、顧問は毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。
- 校長は、各部活動の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握するとともに、生徒が安全に活動を行い、生徒及び顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- 学校は、運動部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、運動部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。
- 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に最大限の注意を払い、体罰・ハラスメントの根絶についても徹底する。

### 4 運動部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり2日以上以上の休養日を設定する。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上を休養日とする。）  
また、土曜日、日曜日に大会参加で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中における休養日の設定については、学期中に準じた扱いとする。  
また、長期休業中に、休養期間を以下のとおり設定する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校閉庁日（8月13日、14日、15日、16日と県民の日）</li><li>・ 12月29日から1月3日までの6日間</li></ul> |
|--|

※大会が予定され、特別に参加する場合は、校長が許可し、保護者の理解・協力を得る。

### 5 運動部活動の朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。
  - 「朝練習」は、市総体1ヶ月前から総体終了（敗戦）までと、市新人戦1ヶ月前から新人戦終了（敗戦）までの期間に限り、校長が許可し、保護者の理解・協力を得て実施する。  
なお、朝練習を必要とする場合は、午前7時前には登校しないこととする。
- ※ 陸上競技大会や駅伝競走大会への参加や、英語コンテスト、生徒会活動等、部活動以外で活動が必要な場合は、校長が許可し、保護者の理解・協力を得て実施する。

## 6 運動部活動の活動時間と下校時刻

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。  
また、長期休業中における活動時間については、休業日に準じた扱いとする。
- 下校時刻は、下校時の安全を確保する観点から、日没時刻を考慮して市内で最終下校時刻を統一する。

## 7 学校単位で参加する大会

- 学校単位で参加する大会については、校長の許可を得て参加する。校長は、生徒や運動部の顧問の負担が過度とならないことを考慮して、大会参加は総合体育大会及び新人大会を含めて月1回程度とする。なお、校長や顧問は生徒の心身の発育発達や健康の状態等からみて、参加する大会を精査し頻度等を十分考慮して参加させる。

## 8 文化部の活動

- 運動部活動の運営方針に準じた取扱いをする。

## 9 その他

### ○ 熱中症事故の防止

ア 本市教育委員会は、生徒の健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、高温や多湿時において、主催する大会が予定されている場合は、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、大会の延期や見直し、活動の中止等、柔軟な対応を行う。また、止むを得ない事情により開催する場合には、参加校の引率責任者と、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底することを確認する。万が一、生徒等に熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

イ 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、運動部活動の実施について適切に判断すること。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情

報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わないこと。

ウ 校長は、高温や多湿時における練習試合や練習については、活動の見直し、中止等、柔軟な対応を行うこと。また、止むを得ない事情により活動する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、着帽等（屋外）、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。

また、各顧問は、夏季の活動における参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）のため、「熱中症チェックシート」を活用し、生徒の健康管理を徹底すること。

- 定期テスト前には学習に集中できるよう3日以上以上の休部日を設定する。  
※技能教科の定期テスト前には1日の休部日w設定する。

#### 参考資料

##### 最終下校時刻

4月	5月～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17:45	18:00		前18:00 後17:45	17:30	17:15	17:00	17:00	前17:00 (立春まで) 後17:15 (立春の次週から)	前17:15 (卒業式まで) 後17:30 (卒業式の次週から)

※ 月の前半・後半の切り替えの期日については、学校行事や大会等との関係で決定し、事前に生徒・保護者に知らせる。

※ 本校は、生徒の通学区域や地域の実情を考慮し、最終下校時刻を早めることもある。その場合には、事前に生徒・保護者に知らせる。